

平成 21 年 11 月 12 日

投資主各位

東京都千代田区神田神保町一丁目 14 番地 1
日本レジデンシャル投資法人
執行役員 西村 賢

第 6 回投資主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、平成 21 年 11 月 5 日付にてご送付いたしました「第 6 回投資主総会招集ご通知」
につきまして、一部修正すべき事項がございましたので、投資信託及び投資法人に関する
法律施行規則第 141 条第 3 項に基づき、下記のとおり修正させていただきます。

敬 具

記

修正箇所（下線部分は修正部分を示します。）

「投資主総会参考書類 第 1 号議案 新設合併契約の承認の件」

招集ご通知	正	誤
46 頁 14 行目以下	みずほ証券は、両投資法人の投資口について市場株価基準法、類似企業比較法、配当還元法及び時価純資産法による分析をそれぞれ行いました。分析の結果、アドバンス・レジデンス投資法人の投資口 1 口に対して割り当てられる新投資法人の投資口数を 3 口とした場合、本投資法人の投資口 1 口に対して割り当てられる新投資法人の投資口数を、市場株価基準法では 1.29 口～2.10 口、類似企業比較法 (PER) では <u>1.62</u> 口～2.13 口、類似企業比較法 (PBR) では 0.98 口～2.04 口、配当還元法では 0.77 口～2.24 口、時価純資産法では 3.23 口と算定しました。	みずほ証券は、両投資法人の投資口について市場株価基準法、類似企業比較法、配当還元法及び時価純資産法による分析をそれぞれ行いました。分析の結果、アドバンス・レジデンス投資法人の投資口 1 口に対して割り当てられる新投資法人の投資口数を 3 口とした場合、本投資法人の投資口 1 口に対して割り当てられる新投資法人の投資口数を、市場株価基準法では 1.29 口～2.10 口、類似企業比較法 (PER) では <u>1.69</u> 口～2.13 口、類似企業比較法 (PBR) では 0.98 口～2.04 口、配当還元法では 0.77 口～2.24 口、時価純資産法では 3.23 口と算定しました。

以上